



報道資料

平成25年12月3日
株式会社 中 電 工

弊社元従業員の逮捕について

本日、弊社の元従業員が在職中に資材倉庫から電線ケーブルを窃取していたとして、福山東警察署に逮捕されました。

関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

弊社としては、元従業員が逮捕されたことは誠に遺憾であり、二度と同様の事案が起きないように再発防止を徹底していく所存でございます。

なお、元従業員は、本年8月2日付で懲戒解雇処分としております。

また、元従業員の不法行為により弊社が被った損害の回復に向けた民事上の措置を取ってまいります。

1. 事案の概要

- (1) 当 該 者 元 府中営業所 従業員（40歳、男性）
- (2) 行為内容 平成24年8月末から平成24年12月末までの間、弊社広島東部支社の資材倉庫から電線ケーブルを不正に持ち出し、売却処分していた。
- (3) 被 害 額 約18百万円

2. 経 緯

- 平成25年1月上旬 広島東部支社の資材倉庫から電線ケーブルが紛失していることが判明。
- 平成25年1月下旬～ 直ちに関係者への聞取調査を実施したところ、元従業員が電線ケーブルを不正に持ち出し、売却処分していたことを認めた。
- 平成25年8月2日 元従業員を懲戒解雇処分。
- 平成25年8月5日 福山東警察署に被害届を提出。

3. 問題点と再発防止策

当該支社においては、電線ケーブルの入出庫管理が不十分でしたので、再発防止として、入出庫管理を徹底・強化いたしました。

4. 関係者の処分

広島東部支社の管理責任者については懲戒処分を実施いたしました。

なお、取締役については、社長及び当該業務担当取締役の平成25年12月分月額報酬を10%減額する予定です。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社中電工 総務部

法務担当課長 松重 健児

電話（082）291－7413